· 厚生労働省 · 文部科学省 · 古示第五号

公認、 心 理 師 法施行規則 (平成二十九 年文部科学省 令第三号) 第三条第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき、 公認心

理師 法法施 行規則第三条第三項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める施設を次の

ように定め、平成二十九年九月十五日から適用する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

公認心理 師 法施施 行 規則 第三条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき文部科学大臣及び 厚生労働 大 臣 が 別 に定 8

る施設

公認 心 理 師 法施行規則第三条第三項の規定に基づき、 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める

施設は、次のとおりとする。

- 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校
- 地 域域 保 健法 (昭和二十二年法律第百一号) に規定する保健 がアは・ 市 町村 保健センター
- 三 児童福 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児通所支援事業若しくは 障 生害児

相 談 支援 事 業を行う 施 設、 児 童 福 祉 施 設 又 は 児 童 相 談 所

兀 医 療 法 昭昭 和 二十三年 法 律 第二 百 五. 号) に 規 定 す る 病 院 又 は 診 療 所

五 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百二十三号) に 規定 す Ś 精 神

保健福祉センター

六 生 活 保 護 法 留昭 和二十五 年法律 第百 四十四号) に 規定する救 護施 設 文は 更生施設

七 社 会福 祉 法 昭昭 和二十六 年法 律 :第四 十五号) に規定する 福 祉 に関 ずす る事 務 所 又 は 市 町 村社会福

祉協議会

八 売春 防 止法 (昭 和三十一 年法律第百十八号)に規定する婦 人相談 所又は 婦 人保 護 施設

九 知 的 障 害者 福 祉 法 (昭 和三十 五. 年 法律第三十七号)に規定する知的 障 害 者 更生 相 談 所

+ 障 害 者  $\mathcal{O}$ 雇 用  $\mathcal{O}$ 促 進 等に 関 す Ź 法 律 昭 和三十五 年 法 律 第百二十三号) に規 定す る広 域 障 害 者

職 業 セ ン タ 1 地 域 障 害者 職 業 セ ン タ 又 は 障 :害者: 就 業 生 活支援セ ン タ

+ 老 人 福 祉 法 (昭 和 三十 八 年 法 律 第 百三十三号) に 規定 す る老 人 福 祉 施 設

労 働 安 全 衛 生 法 昭 和 兀 + 七 年 法 律 第 五. 十七号) に 規 定す る労 働 者 12 対 する 健 康 教 育及 び 健

康 相 談 そ  $\mathcal{O}$ 他 労 働 者  $\mathcal{O}$ 健 康  $\mathcal{O}$ 保 持 増 進 を 図 るため 必要 な 措 置 を 講ず る 施 設

更 生 保 護 事 業 法 平 成 七 年 法 律 第 八十六号) 12 規定する 更生保護 護 施 設

十四四 健 康 保 険法等の 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第

項 険 0 法 規定 平 成 に ょ 九 ŋ 年 な 法 おそ 律第 0 百二十三号) 効力を有するものとされ に 規 定 する介護 た 同 療 養型 法第二十六 医 療 施 条 設  $\mathcal{O}$ 又 規定による改 は 介 護 保 険 法 正 にこ · 規 前 定  $\mathcal{O}$ 介 す る介 護 保

護老人保健施設若しくは地域包括支援センター

十 五 法 務 省 設 置法 平 成十一 年 法 律第九十三号) に規定する刑務所、 少年 刑務所、 拘 置 所、 少年

院 少 年 鑑 別 所、 婦 人補導院若しくは入 国者収容 所又は地 方更生保護 委員会若しく は 保 護 観 察 所

厚生 労働 省 組 織令 (平成十二年政令第二百五十二号) に規定する国立児童自立支援 施 設

ホ ] ム レ ス 0) 自立 の支援等に関する特別措置法 (平成十四年法律第百五号) に規定するホ

ムレス自立支援事業を行う施設

規 定す 独立 Ź 一行 独 <u>\frac{1}{1}</u> 政 一行 法 人国 政 法 立 人 国 重 <u>\frac{1}{12}</u> 度 知 重 度知 的 障 害者総合 的 障 害 者 総 施 合 設  $\mathcal{O}$ 施 ぞみ 設  $\mathcal{O}$ ぞ  $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 遠 4 法  $\mathcal{O}$ 袁 伞 ·成十] 四年法律第百六十七号) に

十九 発達 障 害者支援 法 平 成 + 六 年 法 律 . 第 百. 六十七 号) に 規定す Ź 発達 障 害者支援

セ

ン

障 害 者 0 日 常 生 活 及び 社 会生 活 . を 総 合 的 に支援する た 8  $\mathcal{O}$ 法 律 伞 成 + 七 年 法 律 第百二十三

号) に 規 定 す る 障 · 害 福 祉 サ ] ピ ス 事 業、 般 相 ·談支援 事 業 若 L < は 特定 相 談 支援 事 業を行 う施

基 幹 相 談支援 セ ン タ ] 障 害 者支援施 設、 地 域 活 動支援 セ ン タ 又 は 福 祉 ホ 

 $\overline{+}$ 就学前  $\mathcal{O}$ 子ども に関する教育、 保育等の 総合的な提供 の推進に関する法律 (平成十八年法

律第七十七号)に規定する認定こども園

二十二 子ども・若者育成支援推進法 (平成二十一年法律第七十一号) に規定する子ども・若者総

合相談センター

二十三 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に規定する地域型保育事業を行う

施設

二 十 四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設